

国立大学法人大阪教育大学附属学校園教員の労働条件について

1. 適用法令等

労働基準法その他の関係法令，国立大学法人大阪教育大学職員就業規則等

2. 服務関係

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---|
| 勤務時間 | 1年単位の変形労働時間制(※)により，対象期間である1年を平均して1週間当たりの労働時間が38時間45分を超えない範囲内で各学校園の状況に応じて定める(1日の上限10時間，1週間の上限52時間) |
| 休日 | 1年単位の変形労働時間制により，以下を基準に，連続して労働する日数が原則6日を超えないよう各学校園の状況に応じて定める ・土曜日，日曜日 ・国民の祝日に関する法律に定める休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 1日の休憩時間 | 1日の労働時間により1時間又は45分(各学校園の状況によりそれ以上もあり得る) |

※1年単位の変形労働時間制とは，業務に繁閑のある事業場において，繁忙期に労働日を多く設定したり，長い労働時間を設定し，反対に，閑散期に休日を増やしたり，短い労働時間を設定する事で，労働時間を効率的に運用しようとするものです。

| | | |
|----------------|---|---|
| 年次有給休暇 | 1年につき最大20日付与。(4月採用の場合は15日付与) 20日を限度として翌年に繰越可能 取得単位は1日，半日又は時間 ※地方公共団体(公立学校等)の年次有給休暇の残日数等を考慮して付与 | |
| 病気休暇 | 病気休暇を使用した日は連続して原則90日(病気休暇と病気休暇の間隔が実勤務日数20日に満たないものは連続とみなす)を超えることができず，その後は休職。 (結核性疾患，業務上の傷病及び通勤による傷病による場合は1年) | |
| 病気休職 | 同一事由(①～③)につき最長3年間限度 ①業務上の傷病及び通勤による傷病・・・100/100支給 ②結核性疾患の場合・・・・・・・・・・2年目までは80/100支給 3年目以降無給 ③上記以外の疾患の場合・・・・・・・・1年目までは80/100支給 2年目以降無給 | |
| 主な 特別 休暇 | 選挙権の行使 | その都度必要と認める期間 |
| | 官公署への出頭 | その都度必要と認める期間 |
| | ドナー | その都度必要と認める期間 |
| | 社会貢献活動 | 1年で5日の範囲内の期間 |
| | 結婚 | 所定期間内の連続する5日の範囲内の期間 |
| | 不妊治療 | 1年で5日の範囲内の期間(当該通院等が体外受精その他の大学が必要と認める不妊治療に係るものである場合は10日) |
| | 産前 | 8週間 |
| | 産後 | 8週間 |
| | 配偶者出産 | 所定期間内に2日の範囲内の期間 |
| | 子の看護 | 1年で5日の範囲内の期間(小学校就学前の子が2人以上の場合は10日) |
| | 家族の介護 | 1年で5日の範囲内の期間(対象家族が2人以上の場合は10日) |

| | | |
|--------|------------|--|
| | 忌引き | 配偶者の場合 連続する7日の範囲内の期間 等 |
| | 父母の追悼 | 1日の範囲内の期間 |
| | 夏季休暇 | 7月～9月までの期間内で連続する3日の範囲内の期間 |
| | 災害時の自宅復旧作業 | 7日の範囲内の期間 |
| | 出勤困難 | 必要と認められる期間 |
| | 退勤途上の危険回避 | 必要と認められる期間 |
| 介護休業 | | 3回を超えない範囲で、かつ、通算して183日の範囲内 |
| 育児休業 | | 当該子が3歳に達する日まで（出生時育児休業の場合は出産後8週間経過期間内） |
| 育児部分休業 | | 当該子が小学校就学の始期に達する日（満6歳に達する日以後最初の3月31日）まで （正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間の範囲内） |
| 定年 | | 65歳（令和13年3月31日までの間は、経過措置により64歳以下） |

3. 給与・手当関係

| 区 分 | 内 容 |
|----------------------------|---|
| 基本給 | 本学への 着任直前 の給与額を参考に決定する（現給保障）。※着任直前の現給保障を行っていることから本学では本学在職期間中の基本給の見直し（上位資格取得による）は行いません。 支給日は毎月21日 昇給は年1回（1月1日） |
| 期末手当・ 勤勉手当 | 6月期 期末手当計1.225月 勤勉手当 0.985月（標準） 12月期 期末手当計1.225月 勤勉手当 0.985月（標準） ※勤勉手当については、勤務成績等を基に成績率を決定 支給日は6月30日、12月10日 |
| 教職調整額（副校長除く） | 基本給の4%（超過勤務手当等（超過勤務手当、休日手当、夜勤手当）の内払い（固定残業代）とし、超過勤務手当等の額が教職調整額を超える場合は、差額を支給） |
| 基本給の調整額 ※特別支援学校の教員にのみ支給 | 号俸に応じて 副校長 23,000円～26,200円 主幹教諭 23,000円 教諭 19,772円～22,200円 養護教諭 19,772円～22,200円 栄養教諭 19,772円～22,200円 |
| 義務教育等教員特別手当 | 号俸に応じて 副校長 8,600円～20,200円 主幹教諭 8,600円～18,400円 教諭 5,400円～17,900円 養護教諭 5,400円～17,900円 栄養教諭 5,400円～17,900円 ※幼稚園の場合は上記の半額 |
| 扶養手当 | 主として教職員の扶養を受けている扶養親族（年額130万円以上の恒常的な所得がある者を除く。）がある場合に支給 配偶者… 6,500円 子……………10,000円 父母等… 6,500円 |

| | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|--------------------------|
| | ※満 15 歳に達する日後最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの子は 5,000 円加算 | | |
| 通勤手当 | 交通機関の場合 6ヶ月定期代を6で除した額を毎月支給 ※上限 55,000 円 | | |
| | 自動車利用の場合 片道 2 km 以上で距離区分に応じて支給 | | |
| | 距離区分 | 手当額 | 距離区分 手当額 |
| | 2km 以上～5km 未満 | 2,000 円 | 35km 以上～40km 未満 21,600 円 |
| | 5km 以上～10km 未満 | 4,200 円 | 40km 以上～45km 未満 24,400 円 |
| | 10km 以上～15km 未満 | 7,100 円 | 45km 以上～50km 未満 26,200 円 |
| | 15km 以上～20km 未満 | 10,000 円 | 50km 以上～55km 未満 28,000 円 |
| | 20km 以上～25km 未満 | 12,900 円 | 55km 以上～60km 未満 29,800 円 |
| | 25km 以上～30km 未満 | 15,800 円 | 60km 以上～ 31,600 円 |
| 30km 以上～35km 未満 | 18,700 円 | | |
| 住居手当 | 自ら居住するため住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給（職員宿舎に入居の場合は除く） | | |
| | 家賃額 | 手当額 | |
| | 月額 27,000 円以下 | 家賃額－16,000 円 | |
| | 月額 27,000 円超 61,000 円未満 | (家賃額－27,000 円) ×1/2+11,000 円 | |
| | 月額 61,000 円以上 | 一律 28,000 円 | |
| 単身赴任手当 | 人事交流により附属学校園へ採用となった事に伴い、住居を転居し、配偶者が引き続き就業するなどの特別の事情があり配偶者と別居する必要が生じ、採用直前の住居から附属学校園までの通勤距離が 60 km 以上ある場合に支給 手当額は、月額 30,000 円に配偶者の住居と教員の住居との間の交通距離に応じて次の額を加算 | | |
| | | 距離区分 | 加算額 |
| | | 100km 以上～300km 未満 | 8,000 円 |
| | | 300km 以上～500km 未満 | 16,000 円 |
| | | 500km 以上～700km 未満 | 24,000 円 |
| | | 700km 以上～900km 未満 | 32,000 円 |
| | | 900km 以上～1,100km 未満 | 40,000 円 |
| | | 1,100km 以上～1,300km 未満 | 46,000 円 |
| | | 1,300km 以上～1,500km 未満 | 52,000 円 |
| | | 1,500km 以上～2,000km 未満 | 58,000 円 |
| | | 2,000km 以上～2,500km 未満 | 64,000 円 |
| | 2,500km 以上 | 70,000 円 | |
| 管理職手当 | 附属学校園副校園長，附属特別支援学校主事に支給 | | |
| 地域手当 | (基本給+管理職手当+教職調整額+基本給の調整額+扶養手当) ×12% ※本学の地域手当については一律 12%となっております。ただし、12%を超える自治体においては、着任直前の地域手当を考慮に入れ、基本給を決定しております（現給保障） | | |
| 教育業務連絡指導手当 | 小学校 | 教務主任，学年主任，研究主任， 教育実習主任，学校安全主任 | 月額 4,000 円 |
| | 中学校 | 教務主任，学年主任，生徒指導主 | |

| | | | |
|-------------|---|--|------------|
| | | 事, 研究主任, 教育実習主任, 学校安全主任 | |
| | 高等学校 | 教務主任, 学年主任, 生徒指導主事, 進路指導主事, 研究主任, 教育実習主任, 学校安全主任 | |
| | 特別支援学校 | 教務主任, 学年主任, 生徒指導主事, 高等部に置かれる進路指導主事, 研究主任, 教育実習主任, 学校安全主任 | |
| 幼稚園教育体制支援手当 | 幼稚園 | 附属幼稚園に勤務する常勤教員 | 月額 9,000 円 |
| 年金 | 文部科学省共済組合に属し, 年金については, 国家公務員共済組合法における長期給付制度によります。(国共済と地共済は相互通算の原則があるため, 双方の共済組合加入期間(年金加入期間)は双方で通算されます。) | | |
| 退職手当 | 人事交流者が地方等へ戻られる事を前提として通算 | | |
| 雇用保険 | 支給総額に対して, 6/1000 を負担(人事交流者が地方等へ戻られる場合は失業給付の資格はなくなります。) | | |

4. 共済関係

文部科学省共済組合に加入

※令和6年7月1日現在の情報であり, 今後変更される場合あり